

## 教職員研修計画について

教職員の研修については、地方公務員法第 39 条に定めるほか、特に教育公務員については、教育基本法第 9 条並びに教育公務員特例法第 21 条に絶えず研究と修養に努めることが定められ、同法第 23 条及び第 24 条には、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられています。

グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化するとともに、先行き不透明で予測困難な時代が到来する中、新しい時代の教育に対応できるよう学習指導要領等の趣旨を実現するため、教師の資質能力の向上に向けた環境を整えることが不可欠です。こうした状況を踏まえ、令和 4 年 12 月に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）』が取りまとめられました。そこでは今後の方向性として、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）の実現が求められています。

京都府においては、平成 30 年 3 月に「求められる京都府の教員像」の見直しを図り、「京都府の教員に必要な 5 つの力」を掲げるとともに、教育公務員特例法第 22 条の 3 に基づき、職種や経験年数に応じて観点別に「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を策定しました。また、令和 3 年 3 月に策定した「第 2 期京都府教育振興プラン」、令和 4 年 8 月に国から示された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を基に、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を改定しました。

本書は教育公務員特例法第 22 条の 4 に基づく研修計画として、教職員の主体的な資質能力の向上と京都府の教育課題の解決等に資することを目的に、「求められる京都府の教員像」「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」と、それらを踏まえ京都府総合教育センターが実施する研修講座の概要等を掲載しています。

各学校等における教職員の研修計画作成等の際には、本書の内容を十分に踏まえ、積極的な活用が図られるよう努めてください。